

北海道道州制特別区域計画の変更についての関係市町村意見に対する道の考え方

■ 道州制特区推進法第7条第5項の規定により準用する同条第3項の規定による関係市町（12市町）からの意見聴取結果

支庁名	市町村名	意見	意見に対する道の考え方
上川	東川町	<p>【開発道路に係る直轄事業の移譲について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 移譲後の財源「特定道路事業交付金」の確保と改築工事の早期完成 	<ul style="list-style-type: none"> 道州制特区推進法第19条の規定により、移譲される事業の実施に要する経費については、直轄事業における国の負担割合を参酌して、交付金が交付されることとされています。 道としては、国に対して事業実施に必要な予算の確保を求めるとともに、事業の早期完成に努めてまいりたいと考えております。
	美瑛町	<p>【開発道路に係る直轄事業の移譲について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 移譲後の財源「特定道路事業交付金」の確保と改築工事の早期完成 	<ul style="list-style-type: none"> 道州制特区推進法第19条の規定により、移譲される事業の実施に要する経費については、直轄事業における国の負担割合を参酌して、交付金が交付されることとされています。 道としては、国に対して事業実施に必要な予算の確保を求めるとともに、事業の早期完成に努めてまいりたいと考えております。
根室	標津町	<p>【二級河川に係る直轄事業の移譲について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 二級河川に係る直轄事業について、道が実施主体となっても、国によって投下されてきた管理並びに整備の状況が後退することなく、これまで以上の成果があがるよう事業実施願いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 道州制特区推進法第19条の規定により、移譲される事業の実施に要する経費については、直轄事業における国の負担割合を参酌して、交付金が交付されることとされています。 道としては、国に対して事業等の実施に必要な予算の確保を求めるとともに、地域の実情を的確に把握しながら、効果的かつ効率的に事業を実施してまいりたいと考えております。
合計	3町	9市町については意見なし	